

包括外部監査結果の概要について

包括外部監査人 水野 信勝

第1 外部監査の概要

1 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2) 外部監査対象期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成22年度予算額も参考とする。)

2 特定の事件を選定した理由

三重県では、「県民しあわせプラン」を推進するため、平成19年度から平成22年度までの実施計画である「第二次戦略計画」において、「新しい時代の公」を支える資源についての仕組みづくりを課題として掲げており、その中で専門知識等知的資源の活用の観点から、研究開発機関が主体として役割を担うことが期待されている。

三重県には、現在6つの研究開発機関があり、保健環境、林業、工業、農業、畜産及び水産の各分野において試験研究が行われている。いずれも県の経済・産業の活性化、くらしの安全・安心を確立するための重要な基盤となるものであるとともに、毎年度多額の支出が行われている。

以上より、事業目的や成果が県の施策、県民のニーズに沿っているか、研究開発機関の重要性を鑑みて、財務事務が関係法令等に準拠して執行されているか、経済性、効率性が阻害されていないかについて、監査することが相当であると判断した。

3 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 収納事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。

イ 支出事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。

ウ 請負、委託契約に関する事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行わ

れているか。

エ 研究用設備・機器・薬品等物品の管理が諸規程に準拠して適切に行われているか。また、特許等の知的財産権を含めた財産の管理は適切に行われているか。

オ 運営や事業は効果的・効率的なものとなっているか。また研究課題の選定及び研究成果の評価・検証・普及が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

ア 関係部局への質問の実施

イ 研究課題の選定と成果の評価についての検討

ウ 共同研究の検討

エ 収入項目の検討

オ 収入事務、支出事務の検討

カ 人件費の検討

キ 契約事務の検討

ク 知的財産管理の適切性の検討

ケ 現金等・固定資産・棚卸資産の管理の適切性の検討

コ 現地視察

第2 外部監査の結果

外部監査の結果、「各研究開発機関の意見及び指摘」においては、【結果】が26件、【意見】が71件、「研究所共通の意見及び指摘」においては、【結果】が1件、【意見】が8件、であった。

(注) 三重県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項は【結果】とし、監査人としての意見を述べたものを【意見】としている。

1 各研究開発機関の監査の意見及び指摘

1. 保健環境研究所

- (1) 給与・人事業務について
 - ア 勤務予定報告の押印漏れについて【意見】
- (2) 委託契約事務について
 - ア 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
 - イ 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
- (3) 切手の管理について
 - ア 切手の保有高について【結果】【意見】
- (4) 研究室のセキュリティについて【意見】
- (5) 備品の管理状況について
 - ア 備品シールの付されていない備品について【結果】
 - イ 備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について【意見】
- (6) 鉦泉分析手数料の改訂について【意見】
- (7) 鉦泉分析の手数料表示について【結果】
- (8) 研究評価に関するホームページの説明について【結果】
- (9) 研究評価に関する追跡評価について【意見】

2. 林業研究所

- (1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について【結果】
- (2) 委託契約事務について
 - ア 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
 - イ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (3) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱について【意見】
- (4) 毒劇物等（農薬を含む）の管理について
 - ア 毒劇物等の受払簿の運用状況について【結果】
 - イ 鍵の管理について【結果】
 - ウ 研究室のセキュリティについて【意見】

- (5) 備品の管理状況について【結果】
- (6) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】

3. 工業研究所

(注) 窯業研究室及び窯業研究室伊賀分室について、単独の指摘事項はなかった。
(本所)

- (1) 設備機器等の開放について
 - ア 設備機器等使用の許可について【意見】
 - イ 設備機器等の稼働状況について
 - (ア) 設備機器の有効活用について【意見】
 - (イ) 設備機器等の廃棄について【意見】
- (2) 競争的研究プロジェクト受託事業収入について
 - ア 委託先選定理由の文書化について【意見】
 - イ 共同参加企業の選定業務のマニュアル化について【意見】
- (3) 知的財産の申請について【意見】
- (4) 分析試験手数料・機器使用料の改訂について
 - ア コストを勘案した料金設定について【意見】
 - イ 料金改定検討過程の文書化について【意見】
 - ウ 機器使用料の弾力的改訂について【意見】
- (5) 生産物売払い価格について【意見】
- (6) 給与・人事業務について
 - ア 出勤簿の押印漏れについて【意見】
 - イ 休暇残日数の管理について【意見】
- (7) 委託契約事務について
 - ア 予定価格算定の根拠について【意見】
 - イ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
 - ウ 発注規模の見直しについて【意見】
- (8) 研究課題の評価と予算の関連性について【意見】
- (9) 備品の管理について
 - ア 現物実査
 - (ア) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ【結果】
 - (イ) 備品台帳への記載漏れ【結果】
 - (ウ) 備品シールの添付漏れ【結果】
 - (エ) 廃棄予定の物品について【意見】
- (10) 薬品の管理状況について
 - ア 研究室のセキュリティについて【意見】

(金属研究室)

- (1) 領収書の連番管理について【結果】
 - (2) 建物の防火対策について【意見】
 - (3) 公有資産台帳と登記簿の整合性について
 - ア 地目の相違について【意見】
 - イ 地積の相違について【結果】
 - (4) 毒物と劇物の管理について
 - ア 耐震について【意見】
 - イ 毒劇物の現物実査
 - (ア) 毒劇物の処分について【意見】
 - (イ) 保管量調査報告書の数量について【意見】
- (注) 窯業研究室及び窯業研究室伊賀分室について、単独の指摘事項はない

4. 農業研究所

(本所)

- (1) 委託契約事務について
 - ア 単価契約の契約方法について【意見】
 - イ 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
 - ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (2) 生産物の販売収入について
 - ア 生産物の払い下げ基本価格の設定について【意見】
- (3) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】
- (4) 備品購入費について【意見】
- (5) 請負工事費について【意見】
- (6) 指定管理薬品（農薬物及び毒劇物）の管理について
 - ア 農薬の受払簿の運用状況について
 - (ア) 使用履歴の受払簿への記載漏れ【結果】
 - (イ) 使用期限の過ぎた薬品の処分について【意見】
- (7) 備品の管理について
 - ア 備品登録のされていないパソコンについて【結果】
 - イ 廃棄予定の物品について【意見】
- (8) 連番管理されていない生産物売却時の領収書【意見】
- (9) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】

(茶業研究室)

- (1) 薬品の管理状況について
 - ア 薬品棚の鍵の管理について【結果】
 - イ 農薬の受払簿の管理について【結果】

- ウ 実地棚卸の記録について【結果】
- エ 毒物、劇物使用についての事前承認【意見】
- オ 廃棄予定の農薬について【結果】
- カ 薬品保管庫・農薬保管庫の鍵の保管について【意見】
- キ 分室に対する管理体制について【意見】
- (2) 公有財産台帳と登記簿の整合性について【結果】

(紀南果樹研究室)

- (1) 農薬の管理状況について
 - ア 使用期限の切れた農薬について【意見】

(伊賀農業研究室)

- (1) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】
- (2) 毒物、劇物、危険物の管理について
 - ア 水田部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【結果】
 - イ 果樹部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【意見】
 - ウ 薬品（試薬）受払簿の記載方法について【意見】

5. 畜産研究所

- (1) 委託契約事務について
 - ア 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
 - イ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (2) 毒劇物等の管理方法について
 - ア 薬品の受払簿の運用状況について【結果】
 - イ 毒物・劇物・農薬の施錠管理について【意見】
- (3) 納品書の連番漏れについて【結果】
- (4) 物品売払収入について
 - ア 松阪牛枝肉ネットオークションに関する契約について【意見】

6. 水産研究所

(三重県水産研究所)

- (1) 委託契約事務について
 - ア 入札審査会の議事録について【意見】
 - イ 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
 - ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (2) 薬品の管理方法について
 - ア 薬品の受払簿の運用状況について【結果】
 - イ 薬品庫の鍵の管理について【意見】

- ウ 薬品の計量方法について【意見】
- エ 塩化カリウムの保管について【意見】
- (3) 通帳について【意見】
- (4) 歳入について
 - ア 雑入について【意見】
 - イ 共同研究の事業費の積算について【意見】
- (5) 支出について
 - ア 執行伺の決裁日付の記載漏れについて【結果】

(尾鷲水産研究室)

- (1) 掛売カードの管理について【意見】

(鈴鹿水産研究室)

- (1) 毒物、劇物の管理について
 - ア 実地棚卸について【結果】【意見】
 - イ 毒物、劇物の保管状況について【意見】
 - ウ 毒物、劇物の保管状況について【意見】

2 研究所共通の意見及び指摘

- (1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について

予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。【意見】

- (2) 知的財産の管理

- ア 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について

三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていなかった。組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項について

は業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。【結果】

イ 知的財産に係る台帳の充実化について

知的財産について各年度の収入、登録補償金及び登録料が記載された管理台帳が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。【意見】

ウ 知的財産継続保持の判断について

特許権継続の判断について、内規等により目安を例示することが望ましい。【意見】

エ 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて

知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権の各取扱要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい。【意見】

(3) 研究テーマごとの支出把握について

一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っている。研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。

研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていない。いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という側面については計られていない。研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。【意見】

(4) 契約履行能力の確認について

平成 21 年度において、委託先として選定した事業者が倒産したため、委託事業を続行できなくなった案件が発生した。入札資格は、三重県会計規則第 61 条において規定されているが、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。【意見】

(5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて

三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの管理者は「情報セキュリティ対策基準」に基づき、各機関の情報資産や業務の重要性に応じて、情報セキュリティ対策の具体的な手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定するものとされている。「情報セキュリティ実施手順」の作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。

「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、工業研究所が独自マニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。

個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。【意見】

(6) 固定資産に対する付保状況について

今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研究所及び車両の自賠責保険を除く）については保険には一切加入していない。

高額の高精密機器が故障するリスク等について勘案し付保を検討する必要があると考えられる。全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。【意見】